

東京都感染拡大防止協力金に関する一般電話相談窓口の調査報告書

2020年4月25日

各 位

SAVE COVID19

新型コロナウイルス緊急対策本部
士業サポート第一支援部 春川龍哉

<https://save-covid19.online/>

お問い合わせ：info@save-covid19.online

記

東京都は感染症拡大により、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため の東京都における緊急事態措置等」（令和2年4月10日公表、以下「緊急事態措置」といいます。）において、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力をお願いいたしました。この依頼に応じて、休業等の対象となる施設（参考 以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業等に全面的に協力いただける都内中小企業及び個人事業主の皆様に対して、「東京都感染拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給することを公表しました。

今回は上記の東京都感染拡大防止協力金に関して東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにヒアリング調査を実施致しました。

ヒアリング先は以下の相談窓口をご確認ください。

<https://www.tokyo-kyugyo.com/downloads/guidelines.pdf>

弊社：今回、東京都感染拡大防止協力金の発表がありましたが、具体的な対象範囲等を教えていただけますか？

窓口：対象範囲が幅広くなっておりますが、原則として店舗を持っている事業主様が対象となっております。対象施設は4月16日～5月6日まで休業いただくことが前提となっております。飲食店のみ休業または営業時間縮小のどちらかで対象となります。対象施設に関しては以下のページに記載されていますので参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

弊社：休業または時間短縮を行っていることの証明はどのように行われているのでしょうか。

窓口：休業や時間短縮を行っている様子を写真にて送っていただきます。ポスターや張り紙等を店頭に貼っていただきます。

弊社：写真は休業期間毎日でしょうか。

窓口：いいえ、1枚のみで問題ありません。

弊社：今回の給付金では個人事業主も対象とされていますが、これは東京都への納税を行っている人が対象なのか、もしくは東京都に住民票を持っている方が対象なのか対象の線引きはどこなのでしょう。

窓口：現在、住民票は関係ないと伺っております。店舗を抱えていて納税されている事業主であれば問題ありません。

弊社：経済産業省からも持続化給付金という形で発表がありましたが、こちらとの併用は可能なのでしょうか。

窓口：こちらでは判断しかねますが、持続化給付金に関しては国で行っている政策ですので東京都のものとは関係はありません。東京都では対象となっている施設に対して条件が満たされていれば支給を行う方針です。

ご回答ありがとうございました。

新型コロナウイルスに関する最新情報はこちらよりご確認ください。自動更新プログラムを開発し、1時間毎に最新情報を反映しています。（全国の感染状況等、詳細）

<https://save-covid19.online/>

事業主様の助成金や補助金、融資や出資に関するご相談窓口。士業の先生方が無料相談、申請代行を行います。詳細は以下を御確認下さい。

<https://save-covid19.online/support/>

SAVE COVID19 新型コロナウイルス緊急対策本部では国民の皆様が新型コロナウイルスに関する正確な情報を把握するために、リアルタイムで最新情報を配信しています。

士業の先生方による助成金や補助金の無料支援もあり、多くの皆様に活用して頂いております。以下のテンプレートを自由にコピー・加筆・修正をして大切な方や友人、知人への共有にご役立て下さい。

<https://save-covid19.online/template/>

サイトの著作権、リンク、取材に関しても上記よりお願い致します。